

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380090

研究課題名(和文)否認事件の裁判員裁判における医学証人の尋問技術に関する研究

研究課題名(英文) Study of the skill of examination of the medical expert witness in the lay judge trial of the denial case

研究代表者

南部 さおり (NAMBU, Saori)

横浜市立大学・医学部・助教

研究者番号：10404998

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：現行制度において、法医鑑定人に対するアクセス権は捜査機関、検察側がほぼ独占している。しかし、検察側は裁判員にとって平易かつ明快な医学証拠を採求するために、犯罪被害者の死因に関して、より専門分野に近い医師に供述や意見書を求める傾向がある。そのため弁護人が検察側に対抗するためには、協力する医師や専門家の確保が不可欠となるが、検察側の証拠が開示された後にそうした人選を行うことには困難をきわめる。また、国選弁護である場合が多く、費用面で厳しい立場に立たされることにもなる。刑事裁判において当事者の対等な攻撃防御を保障するためにも、今後は、弁護人が容易にアクセス可能な専門家の確保が必要とされるであろう。

研究成果の概要(英文)：In current criminal court trial system, the prosecutors as criminal investigation agency exclusively have access authority to the specialists of legal medicine who performed the victim's autopsy. The prosecutors, however, tend to ask testimony and opinions of the doctors who specialize in the investigation into the cause of death of the victims in order to try to present citizen judges easier and clearer medical evidence in court. To confront the prosecutors, therefore, it is essential for the lawyers to secure doctors and/or experts as cooperators, but they are often in serious condition with respect to cost because they are usually assigned as Court-Appointed Defense Counsels. The securing of the experts who is easily accessible for the lawyers will be required in future.

研究分野：刑事法学

キーワード：裁判員裁判 医学証人 証人尋問 否認事件

1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判員裁判と被告人の防御活動

裁判員裁判の開始以来、数々の重大否認事件が審理され、評議の結果、多数の有罪判決が出されてきている。しかし、とりわけ殺人や傷害致死などの「異常事態」において、市民感覚がより協調するのは「被害者の立場」であり、犯罪被害者参加制度の活用も相まって、被告人の防御活動に対する厳しい見方は、犯罪事実の認定ならびに量刑判断において顕著に表れてきている。他方、裁判員裁判で無罪判決が出された事例も少なからず存在するものの、控訴審で有罪とされた例もあり、裁判員経験者からは、審理時間および判断材料の不足に対する不満の声が出されている¹⁾。

(2) 医学鑑定の地位

かつて鑑定は、「裁判所が裁判上必要な実験則等に関する知識経験の不足を補給する目的で」実施されるものであり²⁾、鑑定人は「裁判所の補助者兼証拠方法」と見なされていた³⁾。しかし裁判員裁判の導入により、鑑定人は当事者の武器としての証拠方法となり、英米法型の交互尋問方式による攻撃・防御によって、その証拠としての価値が試されるべきこととなった。しかし、精緻な問題を専門的・総合的に判断することの多い医学鑑定は、専門外の素人の交互尋問による吟味には適していないばかりか、交互尋問が予定する徹底的な対立構造は、わが国の市民感覚に馴染むものでもない。むしろ、法廷に召喚された医学専門家に対し、反対当事者が重箱の隅をつつくような難癖をつけ、裁判員や傍聴人の面前でその信頼性を貶めようとする試みは、裁判員の心証に悪影響となりかねないものとなる。

そこで、対質尋問を活用すべきとの意見⁴⁾があるが、尋問方法を誤ると、専門家同士の感情的反発を招いたり、話が専門的になりすぎてかえって裁判員の理解が困難になる危険性がある。これに対しては、対質尋問の進行方法・証人の説明方法に関する周到な準備と尋問内容の整理・尋問の進行に関する裁判長の適切な訴訟指揮が望ましいともされている⁵⁾。しかし、医学的な争点の提示方法に公判前から裁判所が積極的に関与することで、裁判官はある程度の心証を得ることになり、その心証に基づく訴訟指揮および裁判員へのガイダンス(説示)により、裁判員を誤導する危険性が高くなるものと思われる。

このように医学証拠、とりわけ一般に馴染みの薄い法医学的証拠(解剖・創傷鑑定)は、裁判員裁判においては、当事者の対等な武器

として機能することが見込まれ難いものとなっている。

(3) 医学証拠と事実認定

純粹客観的な解剖所見が基礎資料として用いられ、犯罪事実として想定される事態が臨床医学的知見によって矛盾なく説明された場合、それら一連の医学証拠は結果として、被疑者/被告人の供述より大きな信用性/証明力を有することになる⁶⁾。

申請者らは、近年の法医実務経験において、当事者や事実認定者に十分に吟味されないままの医学証拠がそのまま犯罪事実の認定に取って代わる事態を目のあたりにしてきていた。さらに、簡略化が許された判決理由中には、その厳密な認定構造は示されることなく、従って被告人がその認定事実不服であったり、事実認定と矛盾する医学的証拠を得たとしても、「事実誤認」を主張する根拠に乏しいものとならざるを得なくなっているのである。

加えて最高裁第一小法廷は、2012年02月13日に、裁判員制度の導入により直接主義・口頭主義が徹底された状況においては「控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示すことが必要である」との判断を下した⁷⁾。しかし上述の通り、裁判員裁判において医学証人に対する尋問、殊に反対尋問の技術は拙劣であったり萎縮したものとなっており、事実認定者が医学証拠を十分に判断・吟味する材料に乏しいことが、医学的内容が争点に関わる事件での大きな問題点として見てとれる。

(4) 尋問技術の洗練の必要性

当然、医学的な内容が争われる事件において医学証拠は「動かぬ科学法則」ではあり得ず、目下の具体的事実 両当事者の主張内容 にかに適用されるかという点が十分に検討されることを要するばかりでなく、その判決文において、その事実認定の前提となる医学証拠が、合議体の論理法則にどのように組み込まれ、その結果としてどのような事実が導き出されたのかの論理的道筋が明示される必要があり、こうした点が踏まえられない限り、上記最高裁判決の趣旨は画餅に等しいものとなるであろう。そして、そうした標準を確立するための当事者における医学証拠の取調べ方法 尋問技術 は、適正な裁判の実現のためにも、また被告人の控訴権の保障のためにも、今後早急に改善され、洗練されるべきものである。

引用文献

- 1) 「責任判断、裁判員に重荷 一審評価を高裁が批判 大分の母親殺害、逆転無罪」『朝日新聞』2011年10月19日朝刊1社会35頁。
- 2) 最判昭28・2・19刑集7巻2号303頁，裁判集刑74号125頁。
- 3) 上野・兼道・庭山『刑事鑑定の理論と実務』（成文堂、1977）108頁。
- 4) 司法研修所編『平成19年度司法研究（第61輯第1号）難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2009年）55-59頁。
- 5) 杉田宗久『裁判員裁判の理論と実践』（成文堂、2012）289-290頁。
- 6) 南部さおり、西村明儒、藤原敏、「乳幼児揺さぶられ症候群と刑事事実認定 医学的証拠より犯罪事実が特定された事例」、『犯罪学雑誌、第75巻2号、31-39頁、2009年。
- 7) 平成23(あ)757 覚せい剤取締法違反，関税法違反被告事件。
- 8) 青柳文雄『刑事裁判と国民性 医療編』（大学図書、1989）15-21頁。

2. 研究の目的

本研究は、否認事件の裁判員裁判における検察官の立証方法と、それに対する弁護人の反対尋問技術のあり方、その問題点について、医学的証拠による犯罪事実の構築という観点から明らかにすることを目的とする。そしてその目的は、これからの刑事司法における被告人の人権保護ならびに、迅速で適正な裁判の実現を図るための具体的方策を提示することに向けられる。本研究が対象とする裁判員裁判は、被告人が起訴内容につき否認する殺人ないし結果的加重犯としての致死事件であり、犯人性や事件性を争う場合はもとより、暴行との死の間の因果関係や結果の予見可能性など、起訴事実の一部に争いのある事案をも含む。

3. 研究の方法

本研究では、医学的内容が争点となる否認事件の裁判員裁判において、医学証拠の提示方法とそれに対する当事者の尋問技術方法につき、医学的見地および刑事証拠法学の観点からの精査を行い、同種証拠の取扱いに際し被告人・事実認定者双方が納得できる効果的な尋問方法を提案することを目的とする。

研究方法としては、研究組織における司法解剖実務や証人出廷、目的のため厳選された裁判の傍聴、訴訟記録の検討、関連する国内外裁判例の収集などを行い、研究会や学会活動、論文投稿などを通じて、関連分野の医学者・臨床医、司法関係者らとの分野横断的な意見交換を行う。最終的な研究成果は、Open Access にかかる邦文ないし欧文の論文にまとめ、インターネットでの閲覧によって国内外の医療者・司法実務家が自由に入手可能な状態にて公表することを予定している。

4. 研究成果

本研究では、裁判員裁判における医学証人に対する主尋問と反対尋問のあり方とその問題点を明らかにし、これまでわが国ではあまり顧みられることのなかった「口頭主義における当事者の尋問技術」のあり方を、医学・法学双方の見地から検証するように努めた。

その方法としては、被告人が起訴内容につき否認する殺人ないし致死事件にかかる裁判員裁判を対象として、裁判傍聴や研究協力者の提供にかかる裁判記録の閲覧、メディア報道、公刊・公表物、司法解剖実務、当事者へのインタビューなどを通じて、当事者の訴訟戦略並びに訴訟活動、公判での攻防などに着目した検討を主に行ってきた。また、そうした調査・研究活動を行う過程において、弁護士からの刑事公判廷に提出する意見書作成の協力要請も数件受けてきた。

研究の結果として、裁判員裁判において医学証人、とりわけ法医鑑定人に対する当事者の尋問の傾向とその問題点が明らかになった。法医鑑定人は、司法解剖を依頼した捜査機関が独占的にアクセス権限を有しており、裁判員にとっての「分かりやすさ」という点および主尋問と反対尋問における証明度という点からは、圧倒的に前者に軍配が上がる。そして、近時検察側は、必ずしも法医鑑定人を証拠方法として重視しておらず、法医鑑定やそれを補充する行為鑑定人の供述調書などを、より被害者の死因について専門とする臨床医や研究者などに閲覧させ、供述調書や意見書を得ることによって、より直截的に犯罪事実を証明しようとする傾向がある。しかし、その専門家が法医鑑定所見に必ずしも明るくない場合も散見され、専門家の意見が死体所見と矛盾する事態も生じている。こうした場合、弁護士が解剖医やその他の法医学者に意見を求めた上で、反対尋問に臨む必要性が強く示唆された。

同研究成果の詳細な内容については、その対象とした複数事件が、研究期間内に確定しておらず、当事者からの強い要請により、事件の確定を待つ必要があるため、確定次第、学術論文数本にまとめる予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

傷などからみる児童虐待の発見、南部さおり、新連載・児童虐待の発見と対応(前篇)『少年写真新聞 小学保健ニュース』、2-3頁、2016年3月(査読無)

川崎中1殺害事件にみる少年非行と審判、裁判員裁判(1)リーダー格の少年A、南部さおり、NCCD Japan、第53号(通算126号)、29-59頁、2016年(査読無)

教師(養護教諭)による発見、南部さおり、特集・子ども虐待の諸相『児童心理』、2015年10月号(臨時創刊101号)80-85頁、2015年(査読無)

裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察、南部さおり、横浜国立大学論叢、第66巻 人文科学系列2号、37-73頁、2015年(査読無)

松本市柔道事故と強制起訴、刑事裁判、南部さおり、横浜国立大学論叢 人文科学系列、65巻1号、157-195頁、2014年(査読無)

児童虐待の特徴と対応、南部さおり、教育展望、2014年6月号、31-35頁(査読無)

法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点、南部さおり、明治大学社会科学研究所第31回社会科学研究所公開講演会「いま裁判員裁判を考える」、2014年3月。(査読無)

鳥取連続不審死事件からみる裁判員裁判と死刑判決、南部さおり、NCCD Japan、第48号(通算121号)、3-47頁、2014年(査読無)

Mother who starved her baby to death: Is she culpable of murder or of another crime? Saori Nambu, *Social Criminol* 2014, 2:1. <http://www.esciencecentral.org/journals/ArchiveSCOA/currentissue-sociology-and-criminology-open-access.php>

(<http://dx.doi.org/10.4172/scoa.1000106>) (査読有)

性犯罪と裁判員裁判、南部さおり、女性犯罪研究会編『性犯罪・被害 性犯罪規定の見直しに向けて』、尚学社、185-195頁、2014年(査読無)

ネグレクト事件に対する裁判員の評価に関する一考察、南部さおり、横浜国立大学論叢 人文科学系列、65巻1号、253-284頁、2014年(査読無)

Case of Fatal Head Trauma Suffered During Japanese Judo. Nambu S, Noji M., *Current Sports Medicine Reports*. 13(1): 11-15. Jan/ Feb, 2014 (査読有)

[学会発表](計5件)

「学校部活動事故にみる『教師の個人責任』と刑事訴追」第52回日本犯罪学会総会、2015年11月28日、九州大学医学部同窓会館(福岡県福岡市)

Problems Concerning Examination of Medical Evidence in the Japanese Lay Judge System. The American Society of Criminology 70th Annual Meeting(国際学会、サンフランシスコ・マリ奥特・マキーズ)2014年11月20日

「児童虐待事件裁判員裁判における医学証拠の役割」第5回日本子ども虐待医学研究会・学術集会、2013年7月19日、東京慈恵医科大学、(東京都)

「裁判員裁判における児童虐待死事件の量刑判断」第97次日本法医学会学術全国集会、2013年6月26~28日、ロイトン札幌(北海道札幌市)

「柔道事故訴訟における急性硬膜下血腫発症機序の認定」第97次日本法医学会学術全国集会、2013年6月26~28日、ロイトン札幌(北海道札幌市)

[図書](計1件)

岩井宣子、宮園久栄、内山絢子、沢口聡子、南部さおり、他(女性犯罪研究会編)『性犯罪・被害 性犯罪規定の見直しに向けて』、尚学社、2014(各論2「性犯罪と裁判員制度」185-195頁)

6. 研究組織

(1)研究代表者

南部 さおり(NAMBU, Saori)

横浜市立大学・医学部・助教

研究者番号：10404998

(2)研究分担者

藤原 敏 (FUJIWARA, Satoshi)
横浜市立大学・医学研究科・教授

研究者番号：20173487
(平成27年度より連携研究者)

(3)研究分担者

西村 明儒 (NISHIMURA, Akiyoshi)

徳島大学・大学院医師薬学研究部・教授

研究者番号：60283561